

津地方裁判所四日市支部 令和●●年（○○）第●●号 詐害行為取消請求事件
国側当事者・国
令和3年7月1日認容・控訴

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	林 真人
同	中村 優希
同	岡田 貴幸
同	加藤 唯菜
同	山下 雅愛
同	榊原 康和
同	石渡 英二
同	池田 隼也
同	平山 裕也
同	杉浦 極
同	飯出 元夫
同	平野 秀幸
被告	Y
同訴訟代理人弁護士	村田 直樹

主 文

- 1 有限会社Aが、被告に対して行った別紙1 弁済目録記載の合計6939万8292円の各弁済をいずれも取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、6939万8292円及びこれに対する令和2年11月11日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、国である原告が、有限会社A（以下「滞納会社」という。）に対して租税債権を有しているところ、滞納会社が、その代表取締役である被告と通謀して、被告に対する借入金債務の弁済をし、詐害行為を行ったと主張して、被告に対し、国税通則法（平成29年6月法律第45号による改正前のもの。以下「旧通則法」という。）42条において準用する民法（平

成29年法律第44号による改正前のもの。以下「旧民法」という。)424条に基づき、上記滞納会社の被告に対する弁済を取り消し、上記弁済金相当額及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで、民法所定の年3分の割合による金員の支払を求めた事案である。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実)

(1) 当事者等

ア 原告は、国であり、名古屋国税局長は、滞納会社の納税地を管轄する四日市市税務署長から、徴収の引継ぎを受けた国税の徴収の所轄庁である。

イ 滞納会社は、三重県四日市市●●を本店所在地とし、飲食店の経営及び宅地建物取引業等を目的として、昭和63年10月●日に設立された法人である。

ウ 被告は、三重県四日市市●●に居住し、滞納会社の代表取締役を務めている者である。

(2) 滞納会社の被告に対する借入金

滞納会社は、土地の購入資金として、被告から、①平成2年7月5日付けで9000万円を、②平成3年1月8日付けで3500万円を、③平成9年7月31日付けで6000万円を、④平成19年12月23日付けで3500万円をそれぞれ借り入れた(以下、併せて「本件借入金」という。)

(3) 滞納会社の被告に対する弁済

滞納会社は、被告に対し、別紙1弁済目録記載のとおり、本件借入金に対する弁済をしたところ(以下「本件各弁済」という)、その内容は以下のとおりである。

ア 鈴鹿市●●の不動産売却代金からの弁済

滞納会社は、平成28年3月9日、別紙3物件目録記載1ないし3の土地を、株式会社Bに3385万5250円で売却し、同年4月15日、被告に対し、上記(2)の③に係る借入金の弁済として2705万4780円を支払った。

イ 津市●●の不動産売却代金からの弁済

滞納会社は、平成28年9月21日、別紙3物件目録記載4ないし10の土地を、C株式会社に2331万7600円で売却し、平成29年3月29日、被告に対し、上記(2)の①に係る借入金の弁済として2234万3512円を支払った。

ウ 亀山市の不動産売却代金からの弁済

滞納会社は、平成29年6月30日、別紙3物件目録記載11ないし31の土地を、Dに2000万円売却し、同日、被告に対し、上記(2)の②及び④に係る借入金の弁済として2000万円を支払った。

(4) 滞納会社が債務超過の状態にあったこと

滞納会社は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度終了時において、貸借対照表の資産の部の合計が3億7701万4738円であるのに対し、負債の部の合計は24億2139万1762円であり、負債の額が資産の額をはるかに上回る、明らかな債務超過の状況にあった。また、滞納会社は、不動産売買を業としているところ、事業の遂行に必要とされる宅地建物取引業の免許は、平成15年11月6日の時点で既に失効しており、滞納会社としての活動は、専ら在庫として売れ残っている土地を売却処分するのみとなっており、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度以降、休業中の状態であった。したがって、滞納会社は、本件各弁済時のいずれの時点においても、債務超過の状態にあった。

第3 当事者の主張

1 原告の主張

(1) 原告が滞納会社に対する被保全債権を有すること

原告は、四日市税務署長が、平成28年3月2日、滞納会社に対し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度（以下「平成25年事業年度」という。）の法人税に係る更正処分及び復興特別法人税に係る決定処分（以下、併せて「法人税等の更正処分等」という。）を行ったことによる本税、加算税及び延滞税の租税債権（以下「本件租税債権」という。）について、旧通則法43条3項に基づく徴収の引継ぎを受け、令和2年9月10日現在、別紙2租税債権目録記載のとおり、合計7235万800円の租税債権を有している。

本件租税債権のうち、本税は平成25年3月31日に、加算税は同年6月1日にそれぞれ成立しており、いずれも本件各弁済以前に発生している債権である。

(2) 本件各弁済が詐害行為に当たること

滞納会社及び滞納会社を独占的・支配的に運営する地位にあった代表取締役の被告は、本件各弁済の当時、本件租税債権の存在を認識していたのに、その弁済をせず、弁済の義務性が弱いといえる被告に対する本件借入金の弁済を行ったものであり、またその弁済は、新たに預金口座を開設して差押えを回避しつつ行われていることなどからすると、滞納会社と被告が通謀し、原告を害する意図をもって本件各弁済をしたというべきであって、詐害行為に当たる。

2 被告の主張

(1) 本件租税債権の存在は争う。

(2) 本件各弁済が詐害行為に当たるとの原告の主張も争う。

被告は滞納会社に資金を融資していたところ、個人としての権利行使として債務の弁済を受けたにすぎない。

また、本件租税債権が発生した主たる原因といえる平成24年12月の土地取引は、滞納会社の被告以外の代表取締役であったE（以下「E」という。）と株式会社F（以下「F」という。）が、多額の利益を得ながらその利益を滞納会社に計上し、課税を滞納会社に押し付けたものである。被告は、平成25年から令和元年まで、Eの暴力を受けたことから逃亡し、Eや滞納会社とは距離を置いて生活しており、上記取引とその後の会計処理や税務申告について、被告は全く関与していない。被告は、EとFの犯罪的行為の被害者であり、貸金の回収も、自己防衛として許容される範囲の取り立てであって、被告の行為は詐害行為に該当しない。

第4 当裁判所の判断

1 被保全債権の存在について

証拠によれば、原告は、四日市税務署長が、平成28年3月2日、滞納会社に対し、平成25年事業年度の法人税等の更正処分等を行ったことによる本件租税債権について、旧通則法43条3項に基づく徴収の引継ぎを受け、令和2年9月10日現在、別紙2租税債権目録記載のとおり、合計7235万800円の租税債権を有しているものと認められる（甲2、3（枝番号を含む。）、弁論の全趣旨）。

滞納会社の平成25事業年度終了時は、平成25年3月31日であることから（甲3の1、

2)、本件租税債権のうち本税の成立時期は、平成25年3月31日ということになり(旧通則法15条2項3号、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法63条参照。)、本件租税債権のうち加算税の成立時期は、同年6月1日ということになる(旧通則法15条2項13号・法人税法74条1項柱書参照)、したがって、本件租税債権のうち本税及び加算税は、本件各弁済前に存在する債権であるといえる。

また、本件租税債権のうち延滞税についても、本税が本件各弁済よりも前に成立しているから、その全額について、本件各弁済の詐害行為取消権における被保全債権となる(最高裁平成元年4月13日第一小法廷判決・金融法務事情1228号34頁参照。)

被告は、本件租税債権の存在を争うとともに、本件租税債権が発生した主たる原因といえる平成24年12月の土地取引は、EとFが、多額の利益を得ながらその利益を滞納会社に計上し、課税を滞納会社に押し付けたものである旨主張する。

しかし、滞納会社について、平成25年事業年度の法人税等の更正処分等がされたことは上記のとおりであり、滞納会社において上記法人税等の更正処分に関し不服審査も取消訴訟もされていないことからすると、上記法人税等の更正処分は有効に存在することになるから、被告の主張には理由がない。

2 本件各弁済が詐害行為に当たるかについて

(1) 弁済期が到来した債務の弁済は、原則として詐害行為にならないが、債務者が特定の債権者と通謀し、他の債権者を害する意思をもって弁済したような場合には、詐害行為に当たる(最高裁昭和33年9月26日第二小法廷判決・民集12巻13号3022頁参照)。

本件について検討するに、被告は、本件各弁済当時、滞納会社の一人株主で、代表取締役の地位にあった者であり(甲1、4)、本件租税債権にかかる法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書及び復興特別法人税額等の決定通知書及び加算税の賦課決定通知書の送達を受けたことから(甲3(枝番号を含む。)、甲14)、滞納会社及び被告が本件租税債権の存在を認識していたことは明らかであるのに、本件租税債権の支払がされていない。

また、本件各弁済にかかる滞納会社の被告に対する本件借入金のうち、①平成2年7月5日付けの9000万円の借入金については、返済期限が定められておらず(甲6の1・別紙4)、②平成3年1月8日付けの3500万円の借入金、③平成9年7月31日付けの6000万円の借入金、④平成19年12月23日付けの3500万円の借入金についても、その返済に関しては、「土地が売れた時決算する。」又は「物件売り返済する。」との定めがあるのみで返済の確定期限の定めはなかった上(甲6の1・別紙1、甲8(枝番号を含む。))、上記のとおり、被告は、滞納会社の一人株主で、代表取締役の地位にあった者であったことからすると、本件各弁済は、他の債権者への弁済を犠牲にしてまでも行うべき差し迫った必要があったものとはいえない。

そして、滞納会社は、遅くとも平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度以降、四日市税務署長への法人税確定申告書の提出に当たって、申告書に添付すべきこととなっている書類のうち、貸借対照表等に係る勘定科目内訳明細書(法人税法74条3項及び同法施行規則35条3号)を添付しておらず(甲4、7の1ないし5、甲15の1ないし4、弁論の全趣旨)、滞納会社の具体的な資産内容やその所在については、滞納会社及び被告以外には、そのすべてを知り得ない状況にあったほか、滞納会社は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度以降、休業中と手書きで記載された申告書を提

出して事業活動を営んでいないかのような外観であったところ（甲7の1ないし5）、そのような中、被告は、滞納会社の代表者として、平成28年3月9日以降、別紙3物件目録記載の各不動産を順次売却して本件各弁済を行っている。

さらに、その弁済方法について、本件各弁済のうち、③平成9年7月31日付けの6000万円の借入金に対する弁済については、滞納会社は、不動産の売却代金を、以前から使用していたG銀行塩浜支店の預金口座（口座番号●●●●）にて振込受領し、被告に弁済したが（甲16の1）、その後、上記口座の預金債権が平成28年9月7日に差し押さえられると、これまで取引のなかったH銀行四日市西支店において、新たに預金口座（口座番号●●●●）を開設し、その口座に不動産の売却代金の振込を受けて、①平成2年7月5日付けの9000万円の借入金、②平成3年1月8日付けの3500万円の借入金、④平成19年12月23日付けの3500万の借入金について被告に弁済をしており（甲17）、滞納会社及びその代表者である被告において、差押えを回避し、被告に対してのみ弁済する意図があったものと推認される。

これらの事情に照らせば、本件各弁済は、滞納会社と被告が通謀し、他の債権者を害する意思をもって弁済したのものとして、詐害行為にあたるというべきである。

- (2) 被告は、被告は滞納会社に資金を融資していたところ、個人としての権利行使として債務の弁済を受けたにすぎず、本件租税債権が発生した主たる原因といえる平成24年12月の土地取引は、EとFが、多額の利益を得ながらその利益を滞納会社に計上し、課税を滞納会社に押し付けたもので、被告は、上記取引とその後の会計処理や税務申告に全く関与しておらず、EとFの犯罪的行為の被害者であり、貸金の回収も、自己防衛として許容される範囲の取り立てであって、詐害行為に該当しない旨主張する。

しかし、仮に上記取引に被告が関与しておらず、EとFにおいてされた取引であったとしても、当時、Eは滞納会社の代表取締役であった者であり（甲11、12）、その法的効果が滞納会社に帰属することについて直ちに疑義を生じさせるものではないし、上記のとおり、滞納会社に対する平成25年事業年度の法人税等の更正処分等は不服審査も取消訴訟もされておらず、有効に存在している以上、いかに上記取引が被告の意に沿わないものであったとしても、そのことから直ちに滞納会社はその支払を拒絶できる理由とはならないし、滞納会社及び被告が本件租税債権の取り立てを排して被告に対し優先的に弁済をすることを正当化しうる事情になるものとも直ちにはいえず、被告の主張に理由はない。

3 詐害行為取消権の取消の範囲

以上によれば、原告は、旧通則法42条及び旧民法424条により、詐害行為取消権を有するところ、原告が有する被保全債権額は、別紙2租税債権目録記載のとおり、合計7235万800円であり、滞納会社が被告に対して本件各弁済として支払った6939万8292円を超えているから、原告は、本件各弁済額全額を取り消すことができる。

第5 結論

よって、原告の被告に対する請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

別紙 1 ～ 3 省略